

保護施設の指定管理者の指定について

1 保護施設について

保護施設は、生活保護法に定められている施設で、身体上、精神上の理由により、一人では日常生活を送ることが困難な方が入所する施設です。

2 指定期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3 指定候補者の概要

(1) 横浜市浦舟園

団体名	社会福祉法人 神奈川県匡済会
所在地	横浜市泉区和泉町 6, 181 番地の 2
代表者名	理事長 渡邊 俊郎
業務内容	・生活自立支援施設の指定管理 ・保護施設の指定管理 ・保育所の経営 ・高齢者福祉施設の経営 ・地域ケアプラザの指定管理 他

(2) 横浜市中央浩生館

団体名	社会福祉法人 横浜市社会事業協会
所在地	横浜市泉区下飯田町 355 番地
代表者名	理事長 佐々木 寛志
業務内容	・保護施設の指定管理 ・障害者支援施設の経営 ・地域ケアプラザの指定管理 ・障害者グループホーム・デイサービスの経営 ・障害者を対象とする就労支援事業 他

[裏面あり]

4 選定について

(1) 公募・非公募

公募による選定

(2) 選定方法

横浜市保護施設指定管理者選定委員会において、指定を受けようとするものから提出された事業計画書、その他規則で定められた書類等を選定委員会で審査の上、指定管理者の候補者として選定しました。

5 指定管理者選定委員会の構成

学識経験者、医療や社会復帰等の支援業務従事者、社会福祉施設管理者、公認会計士等で構成

6 選定スケジュール

内 容	日 程
第1回選定委員会 (委員長の選任・公募要項・業務の基準・選定基準等の検討)	平成27年5月14日(木)
公募要項等の配布	平成27年6月3日(水)～7月3日(金)
現地見学会及び応募説明会	実施せず(応募者なし)
応募書類の受付期間 ※それぞれ1団体応募	平成27年7月1日(水)～7月7日(火)
第2回選定委員会 (提案書類の審査、プレゼンテーション及びヒアリング等、指定候補者の選定、選定結果報告書の検討等)	平成27年8月11日(火)